

廃棄物処理施設

設置許可手続き条例化

姫路市、14年度内に制定へ

現行の要綱より厳格

姫路市は、民間事業者が廃棄物処理施設の設置許可を申請する前に必要な手続きについて、条例化する方針を示した。事業計画書の提出や住民への説明などを定め、勧告に従わない事業者は名前を公表する。現行の要綱より手続きを厳しくし、透明化を図る。

(山崎史記子)

7日の市議会経済委員会で、市環境局が明らかにした。市環境審議会への答申を基に、2014年度内の制定を目指す。

姫路市では、事業者からの計画段階での書類提出や市長の指導、審査について、要綱で定めている。一方で、計画書の審査結果に関する通知などについては、明文化されていなかった。

条例では、事業計画に問題がある場合は、市長が手続きのやり直

しを指示する。事業者が規定に従わなければ、名前や勧告内容を公表することも盛り込む予定。同市によると、条例

を導入している自治体では、住民説明会に行政が立ち合う▽事業の計画内容などをホームページで公表する一などの制度を設けているという。ごみの焼却や埋め立てなどを行う廃棄物処理施設の設置は、都道府県と中核市以上の市に許認可権がある。各自治体は、条例や要綱で手続きを規定。同市によると、兵庫県や西宮市など全国約30の自治体が条例化しているという。

条例，規則及び要綱の違い

1 条例

地方公共団体が自治立法権に基づいて定立する法規の一形式である。
 条例の制定・改廃は，議会の議決によって成立する。

2 規則

地方公共団体の長が制定する地方公共団体の法規の一形式である。
 規則は，条例に違反することはできない。

規則の分類

- ・ 条例の委任を受け，又は条例を執行するために定められるもの
- ・ 地方公共団体の住民の権利義務に関する法規たる性質を有するもの
- ・ 地方公共団体の内部的規制たる性質を有するもの

3 要綱

法律，条例，規則等の法規とは異なり，行政機関の内部規定である。
 法規ではないことから，法的拘束力はない。

定める内容により，助成要綱，指導要綱等に分類される。助成要綱の手法は，現行の
 中小企業等振興条例に基づく補助金等の交付などの手続を定めるために用いられてい
 る。

	制定の根拠	制定権者	性格	法的拘束力
条例	憲法	議会	法規	あり
規則	地方自治法	市長	法規	あり
要綱	なし	市長（担当課）	内規	なし